

令和2年10月9日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第63号）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、新たな措置として、10月11日（日）から10月24日（土）における午後8時から午前5時までの時間帯の移動禁止、公共の場所及び商業施設の閉鎖等（事実上の夜間外出禁止）を決定しました。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 10月9日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、議長の内務大臣主宰で会合し、当国における感染者や死亡者の急増、類例のない医療機関やICUの病床数が逼迫している状況を踏まえ、その感染拡大防止のため、以下の措置について決定、発表しました。同委員会は、全ての者、特に若い世代に対し、あらゆる感染予防措置を遵守し、家族や知人との集まりをすべてやめるよう呼び掛けるとともに、本措置に違反した者には法的措置を講じるとしています。

（1）10月11日（日）から24日（土）までの措置として、午後8時から午前5時までの間、移動禁止、公共の場所の封鎖及び商業施設の閉鎖。

（2）新たな通知があるまで終日ビーチの使用を禁止するとともに、再開されていた一部の活動を再度禁止する（禁止される活動は後日発表）。

（3）違反者の氏名や写真をメディアで公表する。

2 9月28日～10月8日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、9月27日に607件、28日に528件、29日～10月3日に2,685件、4日に544件、5日に834件、6日に817件、7日に664件の新規感染を記録し、10月7日までの累積感染症例数は104,129件（死亡件数は1009件、治癒件数は91,731件、治癒率88%）、7日の入院件数は559件（新規70件、ICU214件）です。

3 成田空港では8月3日から新型コロナウイルスの水際対策として、唾液を使った抗原検査の運用が開始されております。詳細は、以下のホームページでご確認下さい。

○厚生労働省成田空港検疫所ホームページ（成田空港から入国する際の検疫手続について）

https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf

○厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html

4 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーンリアル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、
Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>